

精華町介護認定審査会ペーパーレス会議システム導入・運用業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、精華町介護認定審査会ペーパーレス会議システム導入・運用業務にあたり、企画提案による公募型プロポーザル方式により、委託業者を選定するための必要事項を記載するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

精華町介護認定審査会ペーパーレス会議システム導入・運用業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 業務委託料の上限額

1,456,000円（消費税及び地方消費税を含む。なお、消費税及び地方消費税額は10%で算出すること。）

3. プロポーザルに係る日程（予定）

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和7年8月20日（水） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年8月29日（金）まで |
| (3) 質問回答公開 | 令和7年9月10日（水） |
| (4) 参加申込受付期間 | 令和7年9月17日（水）から
令和7年9月19日（金）まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年9月26日（金）まで |
| (6) プレゼンテーション | 令和7年10月2日（木） |
| (7) 結果通知予定日 | 令和7年10月9日（木） |

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 精華町における物品役務競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 本プロポーザルの参加申込書の提出期限日から本業務の契約の相手方の特定までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをした者にあ

っては、更正計画の認可がされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (5) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でない
- (7) 政治団体、宗教団体又は、それに類する団体でない。
- (8) 介護認定審査支援システム導入業務の実績を有していること。
- (9) 近畿地方に本店、支店または営業所等を有しており、円滑な連絡調整が行える。

5. 質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、電子メール及びFAXにより別紙「質問書」にて下記まで送信すること。

- (1) 送信先 12に同じ
※提出後、必ず電話により着信確認をすること。
- (2) 受付期間 令和7年8月29日（金）午後5時まで
- (3) 回答方法 町ホームページに掲載
全ての質問及び回答をとりまとめたものを精華町ホームページ上で公開することとし、個別の回答は行わない。

6. 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類：「参加申込書」、「プロポーザル参加申込受付票」
- (2) 提出場所：12に同じ
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。（郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。）
- (4) 提出期限：令和7年9月17日（水）から令和7年9月19日（金）午後5時まで[必着]（午前9時から午後5時まで、但し正午から午後1時を除く）

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書（任意様式） 正本1部 副本6部 計7部
 - ②会社概要書（任意様式もしくは、会社パンフレットも可） 1部
 - ③業務実績書（任意様式もしくは、会社パンフレットも可） 1部
 - ④見積書：導入に係る経費及び保守費（任意様式） 各1部※見積書は、業務内訳明細を記載し、法人（団体）の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、内訳が判別できるようにできるだけ詳細に記載すること。
- (2) 提出場所：12に同じ

(3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。(郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。)

(4) 提出期限：令和7年9月26日(金)午後5時まで〔必着〕

(5) その他

①本提案の作成に要した費用、参加に要した経費については、提案者の負担とする。

②提出された企画提案書等については、提出後の差し替え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された企画提案書は返却しない。

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 開催日時 令和7年10月2日(木)

(2) 説明者 提案又は説明については、実際に本業務に携わる主担当者が出席した上で行うものとする。また、出席者は1社あたり最大3名までとする。

(3) 開催場所 開催場所、開催時間については、別途連絡する。

(4) その他

①プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1社あたり30分以内とする。

②プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合、指定した時間に遅刻した場合には、参加事業者を失格とする。

9. 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 選定方法

企画提案書の内容、見積書及びプレゼンテーション等の結果を基に、審査委員会において総合的に評価・審査し、最も得点が上位の者を契約予定業者として選定する。

(2) 審査基準

契約予定業者の選定は、以下の審査基準に基づき審査する。

区分	項目	審査事項	評価項目	配点(点)
事務の支援・業務効率化	1	認定調査入力支援	認定調査結果入力支援による調査の平準化及び入力の効率化につながるサポートがあるか。	20
	2	審査会事務支援	認定審査会資料等に関する事務作業の軽減支援と効率化につながるサポートがあるか。	20
運用	3	保守・サポート体制	システム導入後の保守、サポート体制が整っているか。	5
	4	操作性	システムは簡易に扱え、利用にあたり、わかりやすい操作説明マニュアル等の提示があるか。	5
見積価格	5	保守価格評価	「保守費最低見積もり価格÷当該業者の見積価格×10点」 ※なお、小数点以下については四捨五入とする。	10

	6	導入価格評価	「最低見積価格÷当該業者の見積価格×40点」 ※なお、小数点以下については四捨五入とする。	40
合計				100

最高得点が複数であった場合は、見積金額がより廉価であった者を契約予定事業者とし、さらに見積金額も同額であった場合には、審査委員会の投票によって決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全ての参加事業者に対して、文書で通知する。

10. 契約の締結

プロポーザルにより決定した受託候補者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、本町と受託候補者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合には、選定において総合評価点が高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行うこととする。

11. 失格

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出書類等が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が受付期間又は提出期限までに提出されない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 「4. 参加資格要件」に示す参加資格要件を欠くこととなった場合
- (7) その他本実施要領に違反すると認められた場合

12. 担当部署（問い合わせ先）

精華町 健康福祉環境部 高齢福祉課

TEL：0774-95-1932

FAX：0774-95-3974

電子メール：kourei@town.seika.lg.jp

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70